

平成28年

○東京学芸大学教員研究専念制度実施要項の一部を改正する要項について

改正理由

研究専念期間中の兼業についての例外を規定するため、所要の改正を行うものである。

承認経過

教育実践研究推進本部 平成28年11月14日 審議・承認

東京学芸大学教員研究専念制度実施要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成28年11月15日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

東京学芸大学教員研究専念制度実施要項の一部を改正する要項

東京学芸大学教員研究専念制度実施要項（平成16年12月2日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教員研究専念制度実施要項の一部改正について

改正理由：研究専念期間中の兼業についての例外を規定するため、所要の改正を行うものである。

改 正 (案)	現 行
<p>[省略]</p> <p>(研究専念者の義務等)</p> <p>第9条 研究専念者は、研究専念制度の目的を十分理解し、その期間中研究に専念しなければならない。</p> <p>2 研究専念者は、研究成果を、研究専念期間終了後1月以内に研究成果報告書（別紙様式2）により所属部局の長を経て学長に報告し、論文等により公表するとともに、当該学系の教授会において報告を行うものとする。</p> <p><u>(研究専念期間中の兼業)</u></p> <p><u>第10条 研究専念期間中の兼業は、原則として認めない。ただし、特別の事由があるときは、事前に学長の承認を得て、国立大学法人東京学芸大学職員兼業規則（平成16年規則第11号）の定めるところにより兼業に従事することができる。</u></p> <p>(再取得までの期間)</p> <p><u>第11条</u> [省略] (服務上の取扱い)</p> <p><u>第12条</u> [省略] (補則)</p> <p><u>第13条</u> [省略] (庶務)</p> <p><u>第14条</u> [省略]</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この要項は、平成28年11月15日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(研究専念者の義務等)</p> <p>第9条 研究専念者は、研究専念制度の目的を十分理解し、その期間中研究に専念しなければならない。</p> <p>2 研究専念者は、研究成果を、研究専念期間終了後1月以内に研究成果報告書（別紙様式2）により所属部局の長を経て学長に報告し、論文等により公表するとともに、当該学系の教授会において報告を行うものとする。</p> <p><u>3 研究専念期間中の兼業は認めない。</u></p> <p>(再取得までの期間)</p> <p><u>第10条</u> [省略] (服務上の取扱い)</p> <p><u>第11条</u> [省略] (補則)</p> <p><u>第12条</u> [省略] (庶務)</p> <p><u>第13条</u> [省略]</p> <p>[省略]</p>